

島教保第279号
令和3年12月13日

各県立学校長 様

島根県教育委員会教育長
(保健体育課長)
(社会教育課長)

部活動における新型コロナウイルス感染症対策について (通知)

このことについて、今後の感染症対策は下記のとおりとしますので、本通知及び県教育委員会の県立学校運営ガイドラインに基づき、引き続き感染症対策の徹底をお願いします。

なお、今後の感染拡大状況より、県の要請内容等が変更される可能性がありますので、県教育委員会が示す関連情報に注視し、適切に対応していただきますようお願いいたします。

また、令和3年7月19日付け島教保第138号「部活動における県外への移動に係る新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」及び、令和3年9月27日付け島教保第203号「部活動における新型コロナウイルス感染症対策について」は本通知をもって廃止します。

記

- 1 緊急事態宣言地域・まん延防止等重点措置地域等、感染拡大地域で開催される大会等への参加について
 - (1) 主催者及び開催地の自治体が示す感染症対策を確認した上で、改めて必要性を十分に検討し、学校として慎重に判断すること。
 - (2) 参加にあたっては、生徒・保護者の意向を確認すること。
 - (3) 参加する場合には、必要最小限の人数での参加とすること。また、可能な限り感染リスクを避ける行動をとる等、万全な感染症対策を講じること。
 - (4) 帰県後、一定期間(14日程度)の健康観察と健康管理は、教職員が直接生徒本人に確認する等、より徹底すること。
- 2 県外の大会が多くなる年末年始の期間において、特に留意いただきたい県立学校運営ガイドラインの掲載事項
 - (1) 活動前の検温や健康状況の確認を徹底するとともに、生徒の健康状況に関する情報を保護者と共有すること。
 - (2) 各競技団体や文化芸術団体から感染症対策の強化に係る方針が示されている場合は、その方針を優先すること。
 - (3) 大会等の参加に関しては、国及び島根県が示す外出自粛制限、会場の感染状況や自治体が提供している情報、感染症対策の徹底や、入場者数の制限方法などを確認し、部活動を担当する教職員のみで検討するのではなく、学校として責任をもって参加の可否を十分に検討すること。
- 3 大会等の入場者数の考え方について ※別紙「島根県の対応(令和3年11月25日)」参照
 - (1) 人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方かつ収容率の上限を50%(大声あり)又は100%(大声なし)とする。

※「大声」とは「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」とする。(例：反復・継続的な応援歌の合唱等)
 - (2) 感染防止対策等を記載したチェックリストの公表及び保管については、各学校が行う練習試合・合同練習等では必要なしとする。

【担当】

保健体育課 小倉 TEL0852-22-5426
社会教育課 佐草 TEL0852-22-5427